道北母乳育児支援協議会　規約

第1条（名称および事務局）
（1）本協議会は、道北母乳育児支援協議会（以下、「本会」）と称する。
（2）本会の事務局は、旭川医科大学医学部小児科学講座に置く。
　　所在地：〒078-8510　旭川市緑が丘東2条1丁目1-1

第2条（目的）
　本会は、道北地域における母乳育児推進に関する活動を通して、地域の母乳育児環境を整え、親子の健康の向上に寄与することを目的とする。

第3条（事業・活動）
　本会は、第2条の目的を達成するため、母乳育児に関する情報提供や講演会の開催、親子に関わる支援者を対象とした学習会や症例検討会の開催、その他、本会の目的を達成するために必要な事業・活動を行う。

第4条（役員）
本会に次の役員を置く。
（1）代表世話人　1名
（2）世話人　　20名以内
（3）会計　　1名
（4）監査　　2名
（5）顧問　　1名

2　世話人は、道北地域における母乳育児支援に関わる医療・保健・教育等の関係者をもって構成し、その構成は次の各号を基本とする。
（1）旭川医科大学　　5名
（2）旭川厚生病院　　5名
（3）産科クリニック　　2名
（4）助産院・地域助産師　3名
（5）保健師　　2名
（6）看護教員　　2名
3　旭川医科大学は、本会の事務局を兼ねるものとする。
4　本会の事務処理を補助するため、事務局に事務員1名を置くことができる。ただし、事務員は役員の定数には含めない。
5　第2項に定める各区分および人数は、本会の構成の目安とする。本会の活動状況、地域の実情その他必要に応じて、世話人会の協議により、各区分の取扱いの変更、区分の追加または統合、ならびに人数の調整を行うことができる。
6　世話人の選出にあたっては、地域における母乳育児支援の実情を踏まえ、職種、所属施設および活動領域にできる限り偏りが生じないよう、次の各号に留意するものとする。
（1）旭川医科大学および旭川厚生病院から選出される世話人については、医師、NICU・GCU、産科および小児科に関わる看護師・助産師等から可能な限り幅広く選出するものとする。
（2）産科クリニック、助産院・地域助産師および看護教員については、原則として、1施設または1機関から1名を選出するものとする。
（3）保健師については、少なくとも1名は旭川市から選出するものとする。

第5条（職務）
（1）代表世話人は、本会を代表し、その業務を総理する。
（2）世話人は、世話人会を構成し、この規約の定めおよび世話人会の議決に基づき、

本会の業務を執行する。
（3）会計は、本会にかかる会計の処理、会費収入等の財産の管理を行う。
（4）監査は、本会の業務執行状況、会計処理および財産管理の状況を監査する。
（5）顧問は、本会の活動および運営に関し、必要な助言を行う。
（6）第4号の規定による監査の結果、本会の業務または会計および財産管理に関し、不正の行為または法令若しくは本会の規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、監査は臨時の世話人会の招集を請求し、これを世話人会に報告することができる。

第6条（任期等）
（1）役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
（2）欠員補充のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
（3）役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第7条（解任）
役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、世話人会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第8条（世話人会）
（1）世話人会の招集は、随時、代表世話人が行う。
（2）世話人会は、世話人の過半数の出席をもって成立する。
（3）議事は、出席した世話人の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、代表世話人がこれを決する。
（4）世話人会の議事については、議事録を作成し、記録しなければならない。
（5）代表世話人は、必要があると認めるときは、世話人以外の者に世話人会への出席を求め、意見または説明を聴くことができる。
（6）前項により出席した者は、世話人会の議決に加わることはできない。
（7）第4項により出席した者がある場合には、必要に応じて、その氏名、所属および意見の概要を議事録に記録するものとする。

第9条（その他）
規約の変更その他本規約の内容に関する事項については世話人会の協議により決定するものとする。

附則
1　本規約は、令和6年4月1日から施行する。
2　本規約の一部改正は、令和8年6月1日から施行する。

旭川市緑が丘東2条1丁目1−1
旭川医科大学医学部小児科学講座
長屋　建　印

道北母乳育児協議会　発足時役員・世話人名簿
令和6年4月1日現在

役職	氏名	勤務先	職種
顧問	林　時仲	北海道療育園	園長
代表世話人	長屋　建	旭川医科大学病院周産母子センター	教授
世話人	野原史勝	旭川医科大学病院周産母子センター	特任助教
	山木ゆかり	旭川医科大学病院周産母子センター	医員
	相原広美	旭川医科大学病院周産母子センター産科病棟	副師長
	栗原かおる	旭川医科大学病院周産母子センターGCU	副師長
	猪川志見	旭川厚生病院 NICU/GCU	助産師
	山形菜香	旭川厚生病院 産婦人科病棟	助産師
	ジェンセン智恵美	旭川厚生病院 小児科病棟	係長
	川村ひとみ	旭川市子育て支援部おやこ応援課	課長
	笹川朝子	助産院まぐのりあ	院長
会計	山木ゆかり	旭川医科大学病院周産母子センター	医員
監査	ジェンセン智恵美	旭川厚生病院 小児科病棟	係長
	笹川朝子	助産院まぐのりあ	院長